

# 労働安全衛生法に基づく

## 健康管理手帳・船員健康管理手帳所持者の皆様へ

健康管理手帳による健康診断受診の際の旅費につきまして、以下のとおり改訂されました。

※ 国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、健康管理手帳制度による受診旅費の支払額も変更とするものです。

- 健康診断受診の際に要した旅費が、原則、実費払い（領収書等で確認できる金額）となりました。駐車場料金や高速道路料金、鉄道の特急料金等のお支払い（ご請求）が可能となった一方で、自家用車を利用した場合の簡易計算（走行距離での請求）の金額が変更されました。

※自家用車の簡易計算、鉄道・バスの普通運賃以外は、領収証等の提出がないとお支払いできません。

### 1 自家用車を利用した場合 ※走行距離の記入をお願いします。

#### ●実費支給の場合

・燃料代（ガソリン等） ※実費算出が難しい場合は簡易計算での請求となります	受診前後の支払額が分かる領収書等により、使用した燃料代を算出してください。
・高速道路料金 ・駐車場料金	領収書等を添付してください。 (高速道路料金は、ETC利用証明書でも可)

#### ●走行距離に基づく簡易計算の場合（ガソリン領収書等が無い場合）

走行距離 <b>1 km あたり 16 円</b> で計算してください。	令和7年 9月 30日まで 37円/km 令和7年 10月 1日から 18円/km 令和8年 4月 1日から 16円/km
--------------------------------------	---

### 2 鉄道・バスを利用した場合

・普通旅客運賃	利用経路と金額を記載してください。
・急行・特急料金	領収証等を提出してください。 ※グリーン車等の特別車料金は対象外です。

問い合わせ先  
長崎労働局 健康安全課  
TEL 095-801-0032